

第 4 2 号 議 案

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例

足立区こども未来創造館条例（平成 2 4 年足立区条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 7 条関係）

駐車場使用料

単 位	使 用 料
3 0 分につき	1 0 0 円

備考

- 1 使用時間が 3 0 分未満のとき又は使用時間に 3 0 分未満の端数があるときは、3 0 分として計算する。
- 2 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの駐車場使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

こども未来創造館の駐車場使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。